

第6章 工事の完了（完成検査）

1 中間検査

工事の都合上、給水装置は埋設の部分が多く完成後の検査は不可能となるので、必要に応じて中間検査を行う。その際立会いを求める時もある。

2 自主検査

- 1) 主任技術者は、竣工図等の書類検査または、現地検査による給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
- 2) 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行う。
- 3) 書類検査及び現地検査

書類検査については表－6.1、現場検査については表－6.2の確認を行う。

表－6.1 書類検査

| 検査項目 | 検査内容 |
|----------|---|
| 位置図 | 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 工事箇所が記入されていること。 |
| 平面図及び立体図 | <ul style="list-style-type: none">・方位が記入されていること。・建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。・道路種別等付近の状況が分かりやすいこと。・隣接家屋の水道番号及び境界が記入されていること。・分岐部のオフセットが記入されていること。・平面図と立体図が整合していること。・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。・各部の材料、口径及び延長が記入されており <ol style="list-style-type: none">① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 |

表－6.2 現場検査

| 検査種別及び検査項目 | | 検査内容 |
|------------|----------------------------------|---|
| 屋外の検査 | 1. 分岐オフセット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確に測定されること。 |
| | 2. 止水栓 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。 ・ 止水栓は、竣工図と整合すること。 |
| | 3. 逆ボ止水栓、メータ、ボール止水栓、定流量弁、チャッキバルブ | <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター設置は、逆付け及び傾き、片寄りがなく、水平に取付けられ、検針、取替えに支障がなく 駐車場には設置しないこと。 ・ 操作に支障がないこと。 ・ 位置は、竣工図面と整合すること |
| | 4. 埋設の深さ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の深さが確保されていること。 |
| | 5. 管延長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図面と整合すること。 |
| | 6. 止水栓ボックス類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾きがないこと、及び管理者が指定する材料を使用すること。 |
| | 7. 公道復旧状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧の段差の有無、及び区画線の設置がされていること。 |
| | 8. 標示ピン・杭の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標示ピン, 杭の設置されていること。 |
| 配管 | 1. 配管 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れがあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具、設置吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがなされていないこと。 ・ 適切な接合が行われていること。 ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。 ・ 管理者が指定する材料を使用すること。 |
| 給水用具 | 1. 管種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。 |
| | 2. 接合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な接合が行われていること。 |
| 水道番号の照合 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関先の水道番号を照合すること。 ・ 2個以上の地下式メータの場合は、ボックス裏側に記載されている水道番号の照合をすること。 ・ 仮設給水の場合は、水栓の水道番号を照合すること。 ・ パイプシャフト内は保温カバーに記載されている水道番号の照合をすること。 |
| 特殊器具その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊器具の配管を確認すること。 ・ 逆流防止器具の設置確認すること。 ・ ポンプ直結の有無を確認すること。 ・ 浄・活水器設置基準に適合すること。 |
| 貯水槽 | 1. 吐水口空間の測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。 |
| | 2. 設置状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽の容量及び排水口空間等装置及び周辺の確認を行う。 |
| 機能検査 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し水道メータ経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等についても確認する。 |
| 耐圧試験 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜け等ないことについても確認する。 1.75MPa、1分以上の耐圧試験を行うこと。 |
| 水質の確認 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留塩素の測定を行う。 |

3 完成検査

3.1 完成届の提出（指定工事業者規程第14条第1項）

工事の完成に伴い主任技術者は工事検査を行い、検査内容に不都合がない場合には指定工事業者に報告し、指定工事業者は直ちに給水装置工事完成届を企業管理者（上水道給水課）に提出しなければならない。

完成届の提出に際しての提出書類は次のとおりとする。

- 1) 給水装置工事完成届書（指定工事業者規程第14条第1項）（2号様式）
- 2) 給水装置工事精算書、完成図
- 3) 完成写真
- 4) 水圧試験結果報告書
- 5) メータ取り付け及び通水テスト報告書
- 6) その他水道事業者が必要と認めた書類

3.2 完成受付

水道事業者は、完成届書類が提出されたとき、下記事項を審査し受理する。

- 1) 完成届の受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（年末・年始・祝日を除く）までの午前中（8時30分から12時）とする。ただし、緊急を要するものは、これ以外でも受け付ける。
- 2) 給水装置工事の完成届
 - ① 記載内容の確認（装置所有者の照合）
 - ② 主任技術者の確認
 - ③ 配管施工者の確認
 - ④ 主任技術者における検査項目チェックの確認
 - ⑤ 使用材料の確認
- 3) 給水装置工事設計書及び精算書
 - ① 記載内容の確認（指示内容、変更内容の確認）
- 4) 完成図の確認
 - ① 記載内容の確認（設計審査時と同じ）
- 5) 完成写真の確認
- 6) 水圧試験結果報告書の確認
- 7) その他水道事業者が必要と認めた書類の確認

3.3 完成検査

給水装置工事主任技術者は、工事が完了した時は、直ちにその旨企業管理者に届け出て、その完成検査を受けなければならない。

なお、検査員が主任技術者の立会いが必要と認めた場合は、日時を打ち合わせ現場立会いを行う。

- 1) 検査内容（専用住宅等の工事）

本市の検査内容は、前述の自主検査による表-6.1、表-6.2と同様のチェックリストに基づき検査を行う。
- 2) 給水方式が直結増圧方式による場合の検査
 - 1) 検査内容の他、次の検査を行う。
 - ① 完成届提出の際、在庫したメータを検査日前日までに取付け、「メータ取付け及び通水テスト報告書」を提出し、完成後1週間以内に検査員の立会いのもと検査を行う。

- ② ブースターポンプ故障等の緊急時に備え、連絡先を記入した表示板が管理人室等使用者の目につきやすい場所に設置していることを確認する。
- ③ 部屋番号、水道番号、メータ番号の照合を行う。
- ④ ブースターポンプの型式、仕様を確認する。
- ⑤ 任意の給水用具から放流し、ブースターポンプ作動状況及び漏水による警報の作動状況を確認する。また、維持管理用バルブの設置状況を確認する。
- ⑥ その他必要な事項。

3) 給水方式が貯水槽による場合の検査

1) の検査内容の他、次の検査内容を行う。

- ① 完成届提出の際、「メータ取付け及び通水テスト報告書」も併せて提出し、検査日程を決定し検査員立会いのもと検査を行う。
- ② ポンプ故障時の緊急時に備え、連絡先を記入した表示板が管理人室等使用者の目につきやすい場所に設置していることを確認する。
- ③ 貯水槽容量、構造及び吐水口・排水口空間を確認する。
- ④ 貯水槽の異常水位による警報の作動状況を確認する。
- ⑤ オーバーフロー管口径が給水管口径の2倍以上あることを確認する。
- ⑥ 部屋番号、水道番号、メータ番号の照合を行う。
- ⑦ 管理人若しくは居住者に故障警報が判明可能な装置となっているかを確認する。
- ⑧ その他必要な事項。

3.4 工事の手直し（指定工事業者規程14条の2）

検査の結果、不良箇所がある時は2週間以内に手直し工事を完了し、検査員に報告（口頭報告及び写真報告）しなければならない。その後改めて検査を行う。

3.5 検査不合格

検査不合格の場合は、止水栓を閉止し、水道メータを引き上げる場合もある。